

<環境省ニュース>

環境研究総合推進費の令和8年度新規課題公募について

環境省大臣官房総合政策課環境研究技術室

環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）は、環境省が必要とする行政要請研究テーマ（行政ニーズ）を提示し、独立行政法人環境再生保全機構（以下「ERCA」という。）が課題の公募、審査、資金配分、進捗管理等を行う環境政策貢献型の競争的研究費です。例年、9月から10月にかけ1か月ほどの期間、新規課題の公募を行っており、これまで地方環境研究所からも多数の応募をいただいています。

今般、「令和8年度新規課題公募」を令和7年9月8日～10月10日に実施し、現在、採択に向けて審査を進めているところです。第一次審査（書面）及び第二次審査（ヒアリング）を経て採択された課題は、令和8年4月より研究開始となります。

本稿では、推進費の公募のトピックス及び行政要請研究テーマ（行政ニーズ）について紹介いたします。

1. 最近の公募のトピックス**1.1 公募の対象**

推進費の新規課題公募は「環境研究・環境技術開発の推進戦略」（令和6年8月環境大臣決定。以下「推進戦略」という。）で示された5つの研究領域とそれに対応する重点課題を対象としています。

推進戦略では、現下の状況や関連計画、政府の方針を踏まえつつ、中長期の目指すべき社会像を設定した上で、環境分野において今後5年程度の間で重点的に取り組むべき研究・技術開発の課題（重点課題）を新たに設定しています。新たな推進戦略の詳細については、環境省ウェブサイトを御参照ください。

参考：環境省ウェブサイト 環境研究・環境技術開発の推進について

<https://www.env.go.jp/policy/tech/kaihatsu.html>

1.2 一定の採択枠を設ける公募区分について**1) ミディアムファンディング枠**

ミディアムファンディング枠は、環境政策への貢献が期待できる研究課題を広く公募する「環境問題対応型研究」の公募区分の一つです。自然科学分野から人文・社会科学分野まで多様な分野からの研究提案、若手研究者からの研究提案等、より多くの研究提案に機会を提供す

ることを目的として、令和4年度より、従来の研究開発費の支援規模が年間4,000万円以内の申請枠に加えて、年間2,000万円以内で実施するミディアムファンディング枠を設けています。

ミディアムファンディング枠については、一定の採択枠を設けて積極的な採択を行います。

2) 革新型研究開発（若手枠A/B）

革新型研究開発（若手枠）は、自然科学分野から人文・社会科学分野までの多様な分野の若手研究者の育成支援及び活躍促進を一層図るため、新規性・独創性・革新性に重点を置いた、若手研究者向けの申請枠です。

研究代表者及び研究分担者の全てが「令和8年4月1日時点で40歳未満であること」、または「令和8年4月1日時点で博士の学位取得後8年未満であること」（産休・育休期間を除く）を要件とします。

若手研究者への支援をより一層強化するために研究機会を提供するという観点から、令和5年度より、従来の研究開発費の支援規模が年間600万円以内の申請枠（若手枠A）に加えて、年間支援規模300万円以内の申請枠（若手枠B）を設けています。

若手枠A/Bとも、一定の採択枠を設けて積極的な採択を行います。

また、若手研究者の申請手続の負担軽減を図るため、革新型研究開発（若手枠）は第二次審査（ヒアリング）は実施せず、第一次審査（書面）の結果に基づき採否を決定します。

その他の公募区分や詳細については「表1 令和8年度新規課題の公募区分」や、ERCAウェブサイトを御参照ください。

次回の令和9年度新規課題公募の開始時期は令和8年9月頃を予定しています。引き続き地方環境研究所からも積極的に応募いただきますよう、ご検討の程、よろしくお願いいたします。

参考：ERCAウェブサイト 推進費新規課題の公募について（令和8年度）

https://www.erca.go.jp/suishinhi/koubo/r08_koubo_1.html

表1 令和8年度新規課題の公募区分

公募区分	最大年間 支援額	研究 期間
環境問題対応型研究 (一般・技術実証型)	4千万円	3年 以内
環境問題対応型研究 (ミディアムファンディング枠)	2千万円	
次世代事業 (補助率1/2)	1億円又 は2億円	
革新型研究開発 (若手枠A)	6百万円	
革新型研究開発 (若手枠B)	3百万円	
戦略的研究開発 (I)	3億円	5年 以内
戦略的研究開発 (II)	1億円	3年 以内

2. 今回公募の行政要請研究テーマ（行政ニーズ）

環境政策貢献型の競争的研究費である推進費においては、研究課題の募集にあたり、環境省が設定する行政要請貢献テーマ（行政ニーズ）に沿った研究開発の推進を求めていきます。

今回の公募では、統合領域で10件、気候変動領域で5件、資源循環領域で4件、自然共生領域で12件、安全確保

領域で20件の合計51件の行政要請研究テーマを提示しました。本稿では、51件のうち各地域の課題解決にも関連する行政要請研究テーマをいくつか紹介致します。

なお、行政要請研究テーマ策定にあたっては、各都道府県及び政令指定都市等の環境担当部局宛てに地方ニーズの照会を行っており、今回提示した行政要請研究テーマの中には、地方公共団体から提案いただいたニーズに対応・関係するものも含まれています。

令和9年度新規課題公募における行政要請研究テーマ策定にあたっても、各都道府県及び政令指定都市等の環境担当部局長宛てに地方ニーズの照会を実施しているところです。多くのご提案をお待ちしておりますので、ご検討の程、よろしくお願ひいたします。

その他の行政要請研究テーマを確認されたい場合は、次参考サイトにある「（別添資料1）令和8年度新規課題に対する行政要請研究テーマについて」を御参照ください。

参考：ERCAウェブサイト 公募要領・応募様式等（令和8年度）

https://www.erca.go.jp/suishinhi/koubo/r08_koubo_2.html

--- 地域の課題解決にも関連する行政要請研究テーマ例（令和8年度新規課題公募より） ---

統合領域	No. 1-8
行政要請 研究テーマ名	地方公共団体における災害・事故対応力強化のための情報基盤の充実と技術の高度化に関する研究
研究開発の背景・ 必要性	<p>年間200件の水道水質事故、数百件の水濁法の事故時の措置の届出がある等、化学物質等が環境中に流出・排出される事故等が多数発生している。これまで、S-17や1-2306、1MF-2301にて関連する研究が進められてきたが（※1, 2, 3）、地方公共団体においては職員の減少、人材育成や部局横断的な連携の不足等により迅速な事故の検知や対応が取れない場合もあり、また、病原微生物による水質事故、気候変動に伴う藻類の異常発生による水道水の異臭味障害（※4）等の頻発や自然災害の激甚化による事業所等からの化学物質流入事象の発生懸念のような、新たな水質事故や環境リスクも顕在化していることから、こうした事例への対応力を強化するための新たな研究が求められる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) https://www.erca.go.jp/suishinhi/seika/db/search.php?research_word=S-17 2) https://www.erca.go.jp/suishinhi/seika/db/search.php?research_word=1-2306 3) https://www.erca.go.jp/suishinhi/seika/db/search.php?research_word=1MF-2301 4) https://www.env.go.jp/council/water_supply/kentoukai/microbe/0000212427_00006.html

環境省が求める研究開発の成果（科学的知見）	<ul style="list-style-type: none"> 今後の人口減少に伴う水質事故対応を担う人材育成の困難さを考慮し、効率的・効果的に水質事故対応を行うためのICT技術等を活用した水質事故の発生地点となりうる施設の推定・事故時の分析手法・浄水場での事故原因物質の処理性評価等の手法開発 気候変動等に伴う増加が懸念される新たな環境リスクに迅速に対応するための、化学物質に加え、病原微生物や藻類由来障害物質等、網羅的水質事故の監視手法やその原因の迅速特定手法の開発 地方公共団体における災害・事故時の対応力強化のための、アクションリサーチによる演習内容等の提案、環境部局と水道部局の連携強化、そのための情報基盤等の開発
研究開発成果の活用方法	<p>地方公共団体内の部署間および地方公共団体間の連携等による事故対応力の向上を図り、第六次環境基本計画（※5）の「国及び地方公共団体の環境部局や水道部局等の関係者間の迅速な情報共有体制の構築、リスク管理の在り方等、有事を想定した水道水質の安全対策の強化」のための施策に活用する。たとえば「地方公共団体環境部局における化学物質に係る災害・事故対応マニュアル策定の手引き」（※6）等の改訂・見直しに資する、もしくは新たなマニュアル策定やマニュアルに限らない手法構築と、地方公共団体への支援策として活用する。</p> <p>5) https://www.env.go.jp/council/02policy/41124_00012.html 6) https://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/saigai/saigai_202203.pdf</p>

気候変動領域	No. 2-2
行政要請 研究テーマ名	地域における熱中症対策の効果検証及び災害時に有効な熱中症対策の分析及び研究
研究開発の背景・ 必要性	<p>近年熱中症による救急搬送人員や死者数が高い水準で推移しており、地方公共団体等において、指定暑熱避難施設※の指定や、いわゆる暑さをしのぐ場所の開設などの取組が進んでいる。さらなる普及や効率化を目指し、熱中症対策の有効性の評価を行うことが求められる。</p> <p>また、災害発生時には停電・断水等のライフラインの寸断に伴い、熱中症等、暑熱による健康被害の深刻化が懸念される。災害時における暑熱環境の健康影響について調査・研究が行われることで、エアコンを使用せずに屋内で亡くなる者への対策等を検討することで、災害時に加え、平時における熱中症対策の基礎資料としても期待される。</p> <p>（※気候変動適応法改正法第21条で規定する指定暑熱避難施設）</p>
環境省が求める 研究開発の成果 (科学的知見)	<p>求める成果は、次の2点である。</p> <p>ア 地方公共団体や民間団体等が開設するいわゆる暑さをしのぐ場所について、熱中症対策の効果を検証すること。その際に、地域ごとの環境条件や住宅状況に応じて場合分けをした上で、指定暑熱避難施設を含むそれぞれの地域にあった暑さをしのぐ場所のあり方の検討も含めること。</p> <p>イ 過去の災害発生時における被災者等の健康状態を調査し、暑熱環境が災害時の超過死亡へ与える影響について分析・研究すること。</p>
研究開発成果の 活用方法	熱中症対策については、必要な研究やデータ等が不足している中で、喫緊の対応が求められており、より有効な対策を実行していくためにも研究を行うことは急務である。本研究が進められることで、より実効的な熱中症対策を講じることが可能となる。

資源循環領域	No. 3-4
行政要請 研究テーマ名	PFAS含有廃棄物の適正処理に資するPFASの管理及び分解処理方法の検討
研究開発の背景・ 必要性	<p>日本においても「PFASに対する総合戦略検討専門家会議」において、「PFASに関する今後の対応の方向性」（※1）がとりまとめられる等、PFAS対応に関する知見の集約や技術開発等が行われている。</p> <p>廃棄物に関するPFAS対応においては、PFAS含有廃棄物の適正処理に資する分解処理方法の検討や化学的なメカニズムの調査、最終処分場におけるPFASの管理等が求められており、PFAS含有廃棄物の分解試験や廃棄物処理過程からのPFAS排出濃度低減技術やモニタリング手法の開発が必要である。</p> <p>1) https://www.env.go.jp/water/pfas/pfas.html</p>
環境省が求める 研究開発の成果 (科学的知見)	<ul style="list-style-type: none"> PFASのうち、PFOS、PFOAに加え、PFHxS、長鎖PFCAなどを中心に、それらを含有する廃棄物の有害性や難分解性、存在量、国際的な注目度といった観点から適正管理に向けた対応が必要となるプロセスを特定すること。 上記を踏まえ、以下のいずれかの検討を実施すること。 <ol style="list-style-type: none"> 廃棄物の性状や性質に応じた分解処理技術の開発や化学的なメカニズムを分解試験等により検討すること。 最終処分場の構造や浸出水等に含まれるPFAS濃度等を踏まえ、最終処分場において実行可能かつ効果的なPFAS排出濃度低減技術を開発すること。
研究開発成果の 活用方法	<p>研究開発成果を活用し、廃棄物の性状や性質を踏まえ、各段階におけるPFASの管理方法及び実行可能かつ効果的な分解処理・排出濃度低減方法について検討する。</p> <p>また、PFASを含有する廃棄物の適正管理方策をまとめたガイドライン等を検討する際に、本研究において検討された、処理方法・環境リスクの低減方法を具体的な管理手法として掲載することが想定される。</p> <p>加えて、バーゼル条約におけるPOPs廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドラインの策定、改訂に係る議論において、本研究で得られた知見を提供することが想定される。</p>